

〔 勧告日：令和4年1月28日 勧告先：法務省 〕

## 調査の背景

- ◇ 日本人と外国人、外国人同士の婚姻を日本で行う場合、市区町村において適用される外国法を確認するなどの審査を行う。
  - ◇ 外国人の婚姻届の場合、本人の国籍によって適用される法律や必要書類が異なるため、日本人同士の婚姻に比べ、市区町村での説明や書類審査に多くの時間や労力が費やされている状況
  - ◇ 在留外国人は増加傾向（平成13年12月：約178万人→令和元年12月：約293万人）にあり、市区町村への日本人と外国人又は外国人同士の婚姻の届出も増えていく可能性あり
- ⇒ 市区町村における外国人の婚姻届の受理状況、管轄法務局への受理照会の状況等を調査し、日本人と外国人又は外国人同士の戸籍事務（渉外戸籍）に係る課題を整理（市区町村の戸籍事務は、第一号法定受託事務）

【調査対象機関】 法務省、法務局（16）、市区町村（48） 【実施時期】 令和2年11月～4年1月

## 主な調査結果

市区町村、法務局及び法務省の間で、事務処理に必要な情報の共有などが不十分な実態

## 主な勧告

### I 情報共有のルール・システムの構築

- 市区町村や法務局が外国人の婚姻に関する新たな情報を入手した際に、他の市区町村や法務局に役立つ情報であっても、これらの情報を共有するルールがないため、入手した市区町村等でとどまっていた。
- 同一国の婚姻要件を確認する書類について、法務局では、市区町村から同様の問合せを多数受け、その都度、同様に回答しており、事務処理に時間を要していた。
- 他の市区町村や法務局に役立つ情報であっても、当該情報を共有できるシステムがないため、複数の市区町村等が同様の問合せを駐日外国公館に行っていた。

- 全国の市区町村や法務局と情報共有のルールを構築すること。
- 市区町村から照会の多い事例について、全国統一的な処理方針を発出する等の措置を講ずること。
- 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築すること。

### II 全国の法務局との連携

- 一部の市区町村や法務局では、事務処理に役立つ国別のマニュアルを独自に作成しているが、当該マニュアルを作成した市区町村や法務局の管内でとどまっていた。

- 全国の法務局との連携を図り、マニュアル等を市区町村に共有すること。

# I 情報共有のルール・システムの構築

## 主な調査結果

結果報告書P9～24

### 市区町村における涉外戸籍の事務処理状況

#### 相談者や届出者に速やかな対応ができなかった事例

婚姻届の事前相談があったが、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないため、どのような書類が必要か説明できなかった。

#### 同一国に係る事務処理の手順等が異なる事例

適用法を確定するための住所確認の手順や書類の真正性を確認するための認証の要否といった事例について、法務省から統一的な見解が示されていないため、同一国にも関わらず、市区町村により対応が異なっていた。

### 法務局における涉外戸籍の事務処理状況

#### 統一的な処理方針が示されていない事例

A国の婚姻要件を確認するための個別の書類について、法務局では、市区町村から同様の問合せを多数受け、その都度、同様に回答しており、事務処理に時間を要していた。

#### 法務局ごとの見解が分かれている事例

法務局・法務省での情報共有が不十分であるため、同一国に係る市区町村からの照会に対する「ブロック単位の法務局及び県単位の地方法務局」と、その「下部組織である支局」の見解が分かっていた。

### 市区町村・法務局・法務省における情報共有状況

#### 審査に必要な情報が市区町村又は法務局にとどまっている事例

令和2年4月に、婚姻要件具備証明書※の発給を取りやめた国があるが、市区町村・法務局・法務省での情報共有のルール・システムがないため、当該国の駐日外国公館に対し、複数の市区町村等から同様の問合せを行っていた。

※本国法上の婚姻要件を備えていることを証する書面

## 主な勧告

- 市区町村・法務局・法務省が
  - ①婚姻要件に係る外国の法制
  - ②外国官憲発給の証明書の真正性（様式、発行機関等）に関する新たな情報を入手した際に、全国の市区町村・法務局とこれらの情報を共有するためのルールを構築すること。
- 市区町村から照会の多い事例について、全国統一的な処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示す等の措置を講ずること。
- 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、他の市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。その構築に当たっては、実際に使用する市区町村の要望を踏まえること。

(法務省)

## Ⅱ 全国の法務局との連携

### 主な調査結果

結果報告書P9～24

#### 事務改善に向けた市区町村・法務局の取組

##### 涉外戸籍に関するマニュアルを作成している事例

一部の市区町村や法務局では、涉外戸籍に関するマニュアルを独自に作成しているが、当該マニュアルを作成した市区町村や法務局の管内でとどまっていた。マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの報告がある一方、市区町村単位でマニュアルを作成するには負担が大きいとする市区町村もみられた。

### 主な勧告

- 現在一部の市区町村や法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示したマニュアル等について、全国の法務局との連携を図り、これらを集集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。

(法務省)

### (参考) 制度・取組の概要

(外国人に係る婚姻届に関する市区町村における標準的な事務処理)

- ◇ 日本で婚姻する場合、外国人が市区町村の窓口で婚姻届を提出する。
- ◇ 市区町村の窓口は婚姻届と添付書類を一旦預かり(受領)、審査した上で、受理又は不受理の決定を行う。
- ◇ 市区町村では審査の過程で疑義があれば、法務局や駐日外国公館に照会を行う。

#### 【外国人に係る婚姻における審査の流れ】

- ① 準拠法の決定(大半の国は、本人の本国法を適用)
- ② 婚姻要件の審査(原則、婚姻要件具備証明書にて審査。その提出がない場合は、婚姻要件を確認する個別の書類(年齢、独身性等)で審査)
- ③ 添付書類の真正性の確認